

森林経営管理法新旧対照条文

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（伐採及び伐採後の造林の届出等）</p> <p>第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三 第十條の十一の四第一項（第十條の十一の六第二項において読み替へて準用する場合を含む。）の裁定（第十條の十一の二第一項第一号の契約の締結に関するものを除く。）に基づいて伐採をする場合</p> <p>四 十二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有</p>	<p>（伐採及び伐採後の造林の届出等）</p> <p>第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十條の十一の四第一項（第十條の十一の六第二項において読み替へて準用する場合を含む。）の裁定（第十條の十一の二第一項第一号の契約の締結に関するものを除く。）に基づいて伐採をする場合</p> <p>四 十二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第十号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有</p>

者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(施業の勧告)

第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

(施業の勧告等)

第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、(次項に規定する場合を除く。)は、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

2 市町村の長は、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要があるもの(以下「要間伐森林」という。)

( )がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

3 要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による通知(以下この条及び第十条の十一の六第一項において「要間伐森林通知」という。)をすべき旨を書面により当該要間伐森林の所在地の属する市町村の長に申し出るることができる。

4 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、要間伐森林通知をすることが必要と認めるときは、要間伐森林通知をするものとする。

5 市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をすることとした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するも

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

のとする。

6 市町村の長は、第三項の規定による申出に係る要間伐森林通知をしな  
いこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速  
やかに通知するものとする。

7 市町村の長は、要間伐森林通知を受けた者がその要間伐森林通知に係  
る時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該  
要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従つて間伐又は保育を実  
施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。

8 市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告  
を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるとき  
は、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木につ  
いて所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該  
要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を  
受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木についての  
所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移  
転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告すること  
ができる。

(都道府県知事の調停)

第十条の十一 市町村の長が前条第八項の規定による勧告をした場合にお  
いて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないと  
きは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二月  
以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、そ  
の協議に係る所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設

定若しくは移転又は施業の委託につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、当該市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第十条の十一の二 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた森林所有者（当該勧告に係る要間伐森林の土地の所有者である者に限る。以下この節において同じ。）が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第十条の十第八項の指定を受けた者（第一号の契約にあつては、地方公共団体その他の政令で定める者に限る。）は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該要間伐森林の立木について、次の各号のいずれかの契約の締結に関し裁定を申請することができる。

一 当該指定を受けた者を分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する育林者（以下「育林者」という。）とし、当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者（以下「育林地所有者」という。）とする同項に規定する分収育林契約（以下「分収育

(削る。)

林契約」という。）

2 当該要間伐森林の立木のうち間伐のため伐採するものの所有権（以下「特定所有権」という。）の移転並びに当該要間伐森林について行う間伐の実施及びそのために必要な施設の整備のため当該要間伐森林の土地を使用する権利（以下「特定使用权」という。）の設定に関する契約

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る要間伐森林の立木について立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第三条（同法第十条において準用する場合を含む。第十条の十一の五において同じ。）の規定の適用があるときは、あらかじめ、当該立木の伐採について当該立木に関し登記した抵当権又は先取特権を有する者の同意を得なければならない。

（意見書の提出）

第十條の十一の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条第一項の規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

（削る。）

(削る。)

(裁定)

第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二第一項の規定による申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件の全てに該当すると認められる場合において、当該申請に従つて当該要間伐森林について間伐又は保育を実施することが第二号イからニまでに規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該申請に係る契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。

一 間伐又は保育が実施されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他の諸事情を考慮して引き続き間伐又は保育が実施されないことが確実であると見込まれること。

二 引き続き間伐又は保育が実施されないときは次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 当該要間伐森林及びその周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

ロ 当該要間伐森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

ハ 当該要間伐森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

ニ 当該要間伐森林及びその周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

2 | 第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分収育林契約に係る森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林

齡別の本数

- 二 分収育林契約の存続期間
  - 三 育林地所有者が育林者に設定する利用権（分収育林契約に係る森林の土地を育林（立木の保育及び管理をいう。以下同じ。）の目的に使用する権利をいう。以下同じ。）の種類並びにその始期及び存続期間
  - 四 利用権の地代又は借賃
  - 五 分収育林契約に係る立木についての各契約当事者の持分の割合並びに育林者が取得する立木の持分の対価の額及びその支払方法
  - 六 育林の内容、時期及び方法
  - 七 各契約当事者が負担する費用の範囲
  - 八 育林による収益の分収の割合
  - 九 分収育林契約に係る立木の伐採又は販売の時期及び方法
  - 十 分収育林契約に係る立木の滅失その他の損害を填補する措置に関する事項
  - 十一 分収育林契約の変更又は解除に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。
- 一 前項第一号から第三号まで、第六号及び第九号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。
  - 二 前項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割合については、同項第七号に定めるところにより各契約当事者が負担することとなる費用の合計の見積りの額の割合と等しくなること。
  - 三 前項第七号に掲げる事項については、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる費用を負担するものであること

イ 育林地所有者 分収育林契約に係る森林の土地に係る公租公課及び育林に要する費用のうち利用権の地代又は借賃の総額に相当する部分（ロにおいて「地代相当分」という。）

ロ 育林者 育林に要する費用のうち地代相当分以外の部分、前項第十号に掲げる事項に要する費用及び立木の伐採又は販売に要する費用

4 第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する第一項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該要間伐森林の所在及び面積

二 特定所有権に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

三 特定所有権の取得の対価の額並びにその支払の時期及び方法

四 特定所有権に係る立木の伐採の時期及び方法

五 特定使用権の内容

5 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。

一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。

二 前項第三号に規定する額については、特定所有権に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。

（裁定の効果）

第十条の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農

削る。  
（

林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 第十条の十一の二第二項第一号の契約の締結に関する前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。

3 前項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約に基づき前条第一項の裁定の申請をした者が分収育林契約に係る立木についての持分を取得したときは、その裁定の申請をした者と第十条の十一の二第二項の同意をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条第二項第九号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたものとみなす。

4 第十条の十一の二第二項第二号の契約の締結に関する前条第一項の裁定について第一項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有者との間に特定所有権の移転及び特定使用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

5 前項の規定により締結されたものとみなされた契約に基づき前条第一項の裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、その裁定の申請をした者と第十条の十一の二第二項の同意をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条第四項第四号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結されたもの

(削る。)

とみなす。

第十條の十一の六 市町村の長が第百八十九條の規定により要間伐森林通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権を取得しようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものは、同條の規定によりその要間伐森林通知が当該森林所有者に到達したものとみなされた日から六月以内に、都道府県知事に對し、農林水産省令で定めるところにより、当該特定所有権及び特定使用権の取得に關し裁定を申請することができる。

2 第十條の十一の四第一項、第四項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同條第一項中「契約を締結すべき」とあるのは「特定所有権及び特定使用権を取得すべき」と、同項第一号中「前條第一項の意見書の内容その他の諸事情」とあるのは「当該要間伐森林に關する諸事情」と、同條第四項第三号中「対価の額」とあるのは「対価の額に相當する補償金の額」と、同條第五項第二号中「規定する額」とあるのは「規定する補償金の額」と読み替へるものとする。

3 都道府県知事は、前項において読み替へて準用する第十條の十一の四第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 第二項において読み替へて準用する第十條の十一の四第一項の裁定に

(削る。)

ついで前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者は、当該要間伐森林についての特定所有権及び特定使用権を取得する。

5 第一項の裁定の申請をした者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を当該要間伐森林の森林所有者のために供託しなければならない。

6 前項の規定による補償金の供託は、当該要間伐森林の所在地の供託所にするものとする。

(利用権の地代の額等の増減の訴え等)

第十条の十一の七 第十条の十一の四第一項(前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の裁定のうち次に掲げる事項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

一 利用権の地代又は借賃の額

二 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の割合及び同項第八号に掲げる分収の割合

三 第十条の十一の四第二項第五号に規定する持分の対価の額

四 第十条の十一の四第四項第三号に規定する取得の対価の額

五 前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第四項第三号に規定する補償金の額

2 前項の訴えにおいては、第十条の十一の二第一項若しくは前条第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る要間伐森林の土地の所有者を被告とする。

3 第十条の十一の四第一項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての審査請求においては、第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確認することができないことにより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

（分収育林契約等の解除）

第十条の十一の八 第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約の育林地所有者は、当該分収育林契約に係る森林について間伐又は保育が実施されないことに起因する第十条の十一の四第一項第二号イからニまでに規定する事態の発生のおそれがなくなつたときは、都道府県知事の承認を受けて、当該分収育林契約の解除をすることができる。この場合においては、育林地所有者は次に掲げる額の合計額にそれぞれその支出の日以後の利息を付してこれを育林者に支払わなければならない。

一 当該分収育林契約に基づき育林者が育林地所有者に支払つた立木の持分の対価の額

二 当該分収育林契約に基づき育林者が負担した費用の額

2 第十条の十一の五第四項の規定により締結されたものとみなされた契約に係る森林所有者は、当該契約により特定所有権及び特定使用権を取得した者が当該特定所有権に係る立木の全部又は一部の間伐を実施しないで第十条の十一の四第四項第四号に規定する立木の伐採の時期を経過

（削る。）

第十条の十一・第十条の十一の二 (略)

(施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の三 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 (略)

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可し  
なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第十条の十一の五 (略)

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の六 第十条の十一の四第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は、そ

したときは、都道府県知事の承認を受けて、当該契約の解除をすることができる。

第十条の十一の九・第十条の十一の十 (略)

(施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の十一 市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 (略)

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の十二 市町村の長は、第十条の十一の九第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可し  
なければならない。

一 三 (略)

2 (略)

第十条の十一の十三 (略)

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の十四 第十条の十一の十二第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は

の公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)

第十条の十一の七 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 (略)

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の八 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 (略)

(森林整備協定の締結に関する協議)

第十条の十三 (略)

2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体（以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」とい

、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)

第十条の十一の十五 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 (略)

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の十六 市町村の長は、第十条の十一の九第一項若しくは第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の十二第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 (略)

(森林整備協定の締結に関する協議)

第十条の十三 (略)

2 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方公共団体（以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」とい

う。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第十条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、森林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出し、又は同法第二条第二項に規定する分収育林契約を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十の規定は、適用しない。

う。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法第十条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、森林の整備を促進する事業に係る基金に対して拠出し、又は分収育林契約を締結する等により、関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 要整備森林については、第十条の十第一項及び第二項の規定は、適用しない。